第九十一条　法第百二十条の経済産業省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

一　貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量（当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定に必要な事項を含む。）（法第百十七条第四項（法第百十八条第四項にて準用する場合を含む。）の認定に係る荷主連携省エネルギー措置に係る部分に限る。）

二　貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量（これに相当する金額を含む。）その他の貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値（法第百十七条第四項（法第百十八条第四項にて準用する場合を含む。）の認定に係る荷主連携省エネルギー措置に係る部分に限る。）

三　貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の効率（法第百十七条第四項（法第百十八条第四項にて準用する場合を含む。）の認定に係る荷主連携省エネルギー措置に係る部分に限る。）

（特定エネルギー消費機器の適用除外）

第九十二条　令第十八条第二号の経済産業省令で定めるエアコンディショナーは、次に掲げるものとする。

一～十六　［略］

2　令第十八条第三号の経済産業省令で定める蛍光ランプのみを主光源とする照明器具は、次に掲げるものとする。

一～十　［略］

3　令第十八条第四号の経済産業省令で定めるテレビジョン受信機は、次に掲げるものとする。

一～八　［略］

4　令第十八条第五号の経済産業省令で定める複写機は、次に掲げるものとする。

一～五　［略］

［新設］

（特定エネルギー消費機器の適用除外）

第四十八条　令第十五条第二号の経済産業省令で定めるエアコンディショナーは、次に掲げるものとする。

一～十六　［略］

2　令第十五条第三号の経済産業省令で定める蛍光ランプのみを主光源とする照明器具は、次に掲げるものとする。

一～十　［略］

3　令第十五条第四号の経済産業省令で定めるテレビジョン受信機は、次に掲げるものとする。

一～八　［略］

4　令第十五条第五号の経済産業省令で定める複写機は、次に掲げるものとする。

一～五　［略］

5　令第十八条第六号の経済産業省令で定める電子計算機は、次に掲げるものとする。

一～五　［略］

6　令第十八条第七号の経済産業省令で定める磁気ディスク装置は、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

7　令第十八条第九号の経済産業省令で定めるビデオテープレコーダーは、次に掲げるものとする。

一～四　［略］

8　令第十八条第十号の経済産業省令で定める電気冷蔵庫は、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

9　令第十八条第十一号の経済産業省令で定める電気冷凍庫は、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

10　令第十八条第十二号の経済産業省令で定めるストーブは、次に掲げるものとする。

一　都市ガスのうち一三Aのガスグループ（ガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十六年通商産業省令第二十七号）別表第三の備考の適用すべきガスグループの項に掲げる一三Aのガスグループをいう。以下同じ。）に属するもの及び液化石油ガス以外のガスを燃料とするもの

二～四　［略］

11　令第十八条第十三号の経済産業省令で定めるガス調理機器は、次に掲げるものとする。

一～五　［略］

12　令第十八条第十四号の経済産業省令で定めるガス温水機器は、次に掲げるものとする。

一～四　［略］

5　令第十五条第六号の経済産業省令で定める電子計算機は、次に掲げるものとする。

一～五　［略］

6　令第十五条第七号の経済産業省令で定める磁気ディスク装置は、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

7　令第十五条第九号の経済産業省令で定めるビデオテープレコーダーは、次に掲げるものとする。

一・四　［略］

8　令第十五条第十号の経済産業省令で定める電気冷蔵庫は、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

9　令第十五条第十一号の経済産業省令で定める電気冷凍庫は、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

10　令第十五条第十二号の経済産業省令で定めるストーブは、次に掲げるものとする。

一　都市ガスのうち一三Aのガスグループ（ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第二十五条第三項のガスグループをいう。以下同じ。）に属するもの及び液化石油ガス以外のガスを燃料とするもの

二～四　［略］

11　令第十五条第十三号の経済産業省令で定めるガス調理機器は、次に掲げるものとする。

一～五　［略］

12　令第十五条第十四号の経済産業省令で定めるガス温水機器は、次に掲げるものとする。

一～四　［略］